



専門家（共同運営・共同活動メンバー）の募集

農林水産領域／工業機械領域／福祉支援領域／Web(DX)領域／イラストレーター(手描き)領域／工芸・芸術・音楽領域／観光開拓領域、等、専門領域の知見と経験を有し、人間尊重のもと相互扶助の精神で共創行える「専門家、また、事業主」

企業組合についての基本説明

■静岡 MUGEN は「静岡の無限の可能性」の創出を目的とし行政認可を得た法人。(総合デザイン開発／商品開発／地域活性化／R&D開発など)

■企業組合とは：事業を有する団体や個人が加入条件の「資本(※)と技術」を持ち寄り、「共同で事業」を行う法人
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に基づき「相互扶助の精神で共創の場を創出」します
民主的な運営で各専門家の技術技能や創造力を活かし「人間尊重」のもと「共に認め合い”共創＋共闘”」します

(※) 企業組合 静岡 MUGEN では加入資本を5万円と定めています - 2026年2月時点「定款」：今後総会にて変動可能性あり -
脱退時は定款に基づき加入資本を返還いたします。但し脱退時の条件により減額されることもあります

(※) 静岡 MUGEN の役員(理事)はプロジェクト成果報酬の10%を法人運営費として計上し、90%を個々事業収入とする：(R8.6月総会で変動可能性あり／歓談時説明)

募集の条件

- ① 専門領域の知見と経験を有し、相互扶助の精神で共創を行える「静岡県在住の専門家、また、事業主」 ※国籍不問(ビジネスで支障ない日本語力)
- ② 静岡 MUGEN の活動姿勢「宣言」- Declaration - ※HP 掲載にご賛同頂ける方
- ③ 平等性と健全な組織を保つため、運営に快くご協力いただける方
- ④ 開発系業務のため「機密保持責任(秘密保持義務)の厳守」を約束できる方
- ⑤ 法令や規則を遵守し、ビジネス活動として、適切な行動と判断のできる方
- ⑥ 適格請求書発行事業者であること ※要相談

メリット

- ① 日本に数少ない「異業種が集まる企業組合」であるため、領域に限定されない「多彩な活動に参画」できる
- ② 行政認可を得た法人であり「信用度の高い法人」。(※法令や規則を遵守した判断と活動は重要です)
- ③ 多様な専門家の総合力で、クライアントのご要望に「ワンストップ体制」で取り組める
- ④ 個人事業と異なり「組織的集団」であるため「競争に強い組織」であり、「チーム力」を活かせる
- ⑤ 各々メンバーが情報窓口となり「営業活動や情報収集を共に行うこと」ができる

提出物と選考の流れ ※選考を希望される方は「問い合わせフォーム」より、その旨をお伝えください

提出物(書類選考)

- ① 履歴書(参画動機も加えること) ※任意書式
- ② 職務経歴書 ※任意書式
- ③ ポートフォリオ(クリエイターの方)

①～③はメールで提出(10MB以下)

※ 送付用メールアドレスは別途お伝えいたします
※ 応募書類は選考でのみ使用いたします
※ 書類選考通過者へ歓談の日時等をご案内いたします

歓談(面談：約40分) ※交通費は自己負担にてお願いいたします

- ① 10分：静岡 MUGEN 活動趣旨説明(担当者より説明)
- ② 10分：プレゼンテーション(※)
※「自己PR」と共に「01. 相互扶助と共創」「02. 静岡への貢献」を加え、
プレゼンテーションを実施してください。
※ PC 使用、紙ベース等、プレゼン形式は自由と致します
- ③ 15分：歓談形式の面談
- ④ 5分：質疑

可否ご連絡：書類選考、また、歓談(面談)後、1週間程度で文書(メール)で連絡いたします

お問い合わせ

企業組合 静岡 MUGEN 代表理事 井上靖久
HomePage の問い合わせフォームより
お問い合わせください。